



行役場 発東村 所役場 漏印刷 式社 北洋印刷株式

十一月のメモより

(一) 全国社会福祉大会

十一月八、九、一〇日の三日間 静岡市で精神薄弱者福祉法制定記念の全国社会福祉大会が開かれました。西浦原郡社会福祉事務所長本間久蔵さんと二人で(全県各都市並に県庁の代表計五十八人参加)参加いたしました。全国から集った会員四千五百名で高松の宮御夫妻並に中山厚生大臣も御臨席され盛会でありました。

八日と九日は十の分科会と六つの委員会に分かれて討議し十日は総合決議をして大会は終了いたしました。本間所長さんは第八部会(公的扶助に関する問題)に、私は第九部会(地域福祉活動に関する問題)に参加しました。

第九部会に地域福祉増進について色々討議されましたが中にも強調されたことは

(1)社会福祉は総ての方が健康で、総ての方が働いて、総ての方が楽しく生活することであるから、その障害をなす疾病から身を守るため、保健衛生を当然社会福祉協議会の活動の中に取り入れて、公衆衛生教育と健康診断の手防活動をなすべきである。

(2)社会福祉協議会ができて十一年になるにもかかわらず、その

活動を推進するため、その途を身につけた専任の職員が設置されていないのは不合理であるから早く設置せられたい。

(3)社会福祉活動を容易ならしむるため社会福祉センターを設置すべきである、既に設置してある鳥根県より報告がありました。

大会を通じて、会員が斯に道の研究は深く、その実行への熱意の強いことをつよみ感ぜさせられたとともに、先進地は社会福祉の施設のゆきとどいていることを知るとともに本県も本郡も本村も一段と幸の少ない方々のために力をいたさねばならぬと感じました。

(二) 静岡県の社会福祉活動で感心したことの一、二

大会が終った後特徴のある施設について視察した中これはいよいことだと感じたことの一、二についておたいたいたします。

(1) 日計資金 日計資金 困窮したとき即座に借りられる

場合ときは十円でもどうにもならぬ場合もあります。そういうとき民生委員さんの処へ行って「お金を貸して下さい」といって直ちに「一口二百円を貸してやる制度で、町村の社会福祉協議会(これ

を略して社協といっています)から預かって協する資金から民生委員さんが貸して下さる制度で勿論利子などつける筈はありますが。この制度は民生委員制度四十年の記念事業として浜名、引佐両郡の社協で「日計資金」の制度を申し合せその実行を誓って始められたので二百円、三百円の少額ながら使いようによっては生きて人助けとなり大いに喜ばれているとの事でありました。

(2) おとしよりへ贈る「温泉の宿」 おとしよりが気楽に、しかも安価に保養のできるところが欲しいとの永年の念願がなつて本年十月伊豆長岡温泉で県費で開設され、その運営は県の社協が当っておられました。

私も視察をかねて泊して見ましたが古風のワラ多き門をくぐると築山、泉水を配した芝生の庭が広く、十三の個室とホール、宴会場などが散在してあり浴室も大風呂、野天風呂、閉風風呂、個室用風呂の七ヶ所あり、六十才以上のおとしよりの方の保養には申し分なく、収容人数は泊り五人、日帰り五人で泊りは二食つき五〇〇円(山荘のバス、トイレ付き五〇〇円)とのことであり誠によい施設と感心しました。

(三) 静岡県の農業について

氣候に恵まれた静岡県が「みかん、茶」で大きな収益を挙げていることは別に不思議はないが私達

の村の農業と比較して見て感じたことは

(1) 畜しげな農家が見えない。聞く処によくと静岡県の人口は本県より少し多い位でありながら静岡県の農協の貯金高が本県のそれの二倍に達しているとのことである。それはどうした訳かと考えさせられます。それは勿論気温の高いため「密箱」石垣いちご、疎菜のビニ

ール栽培、地形の利による「茶、わさび」の栽培、製紙、楽器、別荘コテージロード等の織物、木製品、綿着等の工場」の多いことなどは農家経済に大きく利して居りますが一方山地の多い静岡の段々田のどんな小さい田でも稲作がなされてあることは土地の価の高くありながら稲作有利がうならずかれました。只稲作の跡は直ちに裏作にかかって居りその栽培も「草花、高級野菜」等であることから私達の村の裏作、副業に成功すればある程度ついて行けるのであるの自信をかためて帰りました。

四 農業基本法について

(1) 目的 農業をして居る人の所得が他の産業をやっている人に比して甚だ少なくなってきたことは多くの人でいわれ、いわゆる「一曲り角」にきて居ることには間違いないのであります。即ち昭和三十三年度の統計によると農業従事者一人当りの年間所得が、七万九千円に対して他産業従事者のそれは、二十五万七千円になっている。そこで農業の所得を他産業の所得につり合いたせられたものにするため考案された案です。

この案は一昨年十一月全国農業会議所の臨時総会の決議に基づいて、本年五月農林漁業基本問題調査会の答申により農林省が本年十月まとめたもので、自民党や農林団体とも話し合い本国会に出され

ることは間違いないと思えます。池田さんも、はっきり提案を約束して居られますし、社会党や民社党からも独自の法案が出そうですので、本法案は本国会の重要な問題となつて思われます。故に皆さんも分その審議に御留意下さい。

(2) 農業経営の近代化のねらい 案は三つのことを考えている。即ち(1)自立経営の育成 (2)協業の促進 (3)兼業の奨励

で、(3)兼業の奨励 資本主義経営をさせて居ります。たとえ「一人の家族農業従事者がある」とし、その三人がほぼ完全に就業し得る経営で、しかもその働く農業従事者一人一人が他産業の従事者の所得とつりあうようにすることである。

従って「ほぼ完全に就業し得る」他の事業のため土地も資金も施設も共同にする必要があり、場合入力の必要も起ってくるから、共同とすると共に、農地の保有制限の撤廃や農協に信託させることや離農者を奨励してその促進をはかるよう考案されている。然しどこまでも家族経営であるため土地の保有には限度があり、又農協の農地保有もその組合員よりの信託に限られて従事者も他より雇い入れは禁じられてあります。

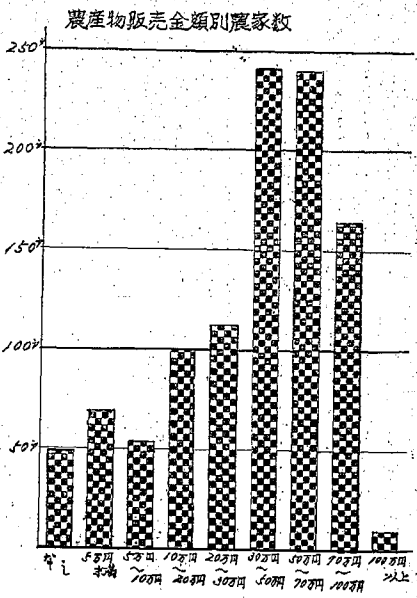
相続も、出来る限り農業を営もうとする者一人に帰属するようにと考慮され農地の細分化を防いで居ります。然しこれはどこまでも希望であつて民法に規定されて居る「均分相続」を制限するできまになる」と憲法違反になるのでできません。

(4) 農政審議会の設置 案によれば、内閣に農政審議会を設けて「農政に関する重要事項と調査審議し、必要と認めるとして總理大臣・閣僚大臣に建議すること」がでる。一こととなつて居るので農産物の価格の決定、農産物の輸入制限を行なう場合などはこの審議会の意見を聞かねばならぬことになつて居りますので、農業と他産業とのバランスをとることに大きな役割をやる訳です。

(5) 農政審議会の設置 案によれば、内閣に農政審議会を設けて「農政に関する重要事項と調査審議し、必要と認めるとして總理大臣・閣僚大臣に建議すること」がでる。一こととなつて居るので農産物の価格の決定、農産物の輸入制限を行なう場合などはこの審議会の意見を聞かねばならぬことになつて居りますので、農業と他産業とのバランスをとることに大きな役割をやる訳です。

次に専業農家と農産物販売金額別に組合せると別表のとおりとなっております。

農産物販売額三〇万円以上の農家は約六三パーセントあり、この規模は世帯主及びあつぎの者が兼業に従事している農家がわずかに八、三七パーセントにしかすぎない。これに対して二万円未満の農家は六、六三パーセントあり、その大部分の五、七七パーセントが世帯主及びあつぎの者が兼業に従事している農家である。このことは小規模農家はほと



今回は農家収入について報告いたします。

では農産物販売金額別からみますと、年間販売額が五万円以上の農家は総農家数の約八八、七パーセントで、残りは、ほとんど自給的農家と考えられます。この反面一〇〇万円以上の農家はわずか一〇戸で総農家数の約一パーセントで昨今叫ばれている七ヶ塔農業にはまだまだ遠い感じがします(グラフを参照)

農産物販売額をみますと米の販売金額五万円以上の農家は九一四戸八七、九パーセントを示め、畜産の販売金額五万円以上の農家は二六戸で二五、〇パーセントとなっております。このほかの部門では該当する農家はありませんでし

専業別農産物販売金額別農家数

専業別	総農家数	農産物年間販売額別			
		2万円未満	2~10万円	10~30万円	30万円以上
	総農家数に対する割合(%)	総農家数に対する割合(%)	総農家数に対する割合(%)	総農家数に対する割合(%)	総農家数に対する割合(%)
専業農家	1,040	69 (6.63)	103 (9.90)	213 (20.48)	655 (62.98)
兼業農家	641	8 (1.25)	16 (2.50)	106 (16.37)	511 (79.88)
世帯主が兼業に従事している農家	206	48 (23.30)	62 (30.10)	43 (20.87)	53 (25.70)
あつぎの者が兼業に従事している農家	122	12 (9.84)	24 (19.68)	52 (42.62)	34 (27.86)
世帯主及びあつぎの者が兼業に従事していない農家	71	1 (1.41)	1 (1.41)	12 (16.90)	57 (79.78)

統計から見た農業の移り変り(その三)

経済係

衆議院議員総選挙の結果について

衆議院議員総選挙の結果は次の表のとおりで、投票率においては全国平均七三・五、県平均八一・五をい

投票結果表

区分	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	有効投票数	無効投票数
男	2,017	1,777	88.10%	240	3,570	3,510
女	2,293	1,793	78.19%	500	3,510	60
計	4,310	3,570	82.83%	740	3,510	60

候補者別得票数

候補者氏名	所属党派	得票数	参考第一区総得票数
桜井 圭夫	日本社会党	820	45,553
大島 秀一	自由民主党	949	28,595
高月 辰一	自由民主党	75	10,093
小沢 辰吉	自由民主党	645	64,061
樋口 幸吉	自由民主党	78	6,609
橋本 幸一	自由民主党	787	64,168
高橋 誠一	自由民主党	136	49,950
松井 山人	無所属	20	1,279
木暮 計		3,510	280,308

潟東村洋草生産組合の成立

農家の副業振興対策の一環として資材費が豊富に自給できる洋草(マッシュルーム)の栽培が最も有望であることに着目されて一昨年来潟東第一農協協同組合青年部では熱心に栽培に研究を重ねられて参ったのでありますが栽培の容易であること、生産物の出荷先が黒崎村の農産加工協同組合で近距離であること、収穫後の堆肥が最も有効に利用できることなどの好条件を備えております。本栽培を

投票結果表 (各投票区ごとの明細)

投票区名	投票の場所	当日の有権者数	投票者数	投票率
第1投票区	西蒲原土地改良区大原出張所	641	541	84.40
第2 "	大原公民館	304	265	87.17
第3 "	潟東村立南小学校	587	476	81.09
第4 "	潟東村立西小学校	1,365	1,097	80.37
第5 "	井随公民館	487	422	86.65
第6 "	潟東村立西小学校島方分校	459	385	83.88
第7 "	潟東村立西小学校北分校	467	384	82.23
計		4,310	3,570	82.83

最高裁判所裁判官国民審査結果表 (各投票区ごとの明細)

投票区名	投票の場所	当日の有権者数	投票者数	投票率	投票保持者数	投票率
第1投票区	西蒲原土地改良区大原出張所	641	539	102	84.09	
第2 "	大原公民館	304	265	39	87.17	
第3 "	潟東村立南小学校	587	475	112	80.75	
第4 "	潟東村立西小学校	1,365	1,089	276	79.78	投票保持者
第5 "	井随公民館	487	422	65	86.65	
第6 "	潟東村立西小学校島方分校	459	385	74	83.88	
第7 "	潟東村立西小学校北分校	467	380	87	81.37	
計		4,310	3,555	755	82.48	11

裁判官国民審査の結果は次の表のとおりでありました。

最高裁判所裁判官国民審査結果表

裁判官の氏名	罷免を可とするもの	罷免を可としないもの	計
小谷 勝重	113	3,169	3,282
河村 又常	124	3,159	3,283
藤村 俊三	105	3,177	3,282
高木 常八郎	99	3,183	3,282
藤田 三郎	103	3,179	3,282
横田 三郎	107	3,175	3,282
石坂 修一	95	3,187	3,282
斎藤 修一	99	3,183	3,282
計	845	5,412	26,257

国勢調査人口

去る十月一日実施しました昭和三十五年国勢調査は、皆様の御協力により調査事務を無事終了いたしました。今この国勢調査人口は上げました通り、前回の昭和三十年調査よりも減少を示しました。

の方々の御加入を願ひまして発足致しました組合が大きく発展致して我が潟東村の副業収入として農家の経済の一助となりますことを希う次第であります。

潟東村洋草生産組合役員
会長 渡辺利久平(遠藤)
副会長 小島 隆(横田)
事務 星(水沢新田)前沢善雄(横田)
見玉良雄(五ノ上)渡辺至(島方)斎藤正和(番屋)吉田四郎(国見) 監事 高橋裕(井随)星野広作(遠藤) 幹事 坂井安司(横田) 星野次郎(遠藤) (青木)

村税だより

◎固定資産税

第三期の納期限が、十二月二十五日であり、令書は十六日頃各大字総代さんより配付して頂きますから、各字の取立日にはお忘れなく納めて下さるようお願いいたします。

尚前納して頂きました方々には御協力下さいましたことを感謝いたします。

高血圧について

今月はおじいさんおばあさんにお便りになりました。だんだん寒さが増してきて、冬のお体大切に。冬に多い病気は中風、脳溢血、高血圧があります。これは冬に多いので、お年寄りに注意して頂きたいです。

1原因の明らかな高血圧症
(1)心臓病のある人
(2)腎臓病のある人
(3)脳に障害のある人
(4)脳に障害のある人

2原因不明の高血圧
これは体のどこにも病気がないが血圧が高い。この様な人は自分で知らない人が多くいます。これは、なにかが根本は遺伝によるもの、食物などが原因です。次にこの高血圧の予防についてお話しします。

3安静、規則正しい生活を血圧は静かにしているだけで降り

又気分も同様いつもねだやかにイライラしないことです。保冷は又最も大切で、冷えること寒さに合う事によって血圧は上がります。実験で血圧一四〇の人を水につけた後で計ったら二六〇位に急が上ったといっています。冬に寒さは血圧を上げるのです。寒い部屋などは悪いので、冬の夜の便所、冷たい水の洗濯、寒い部屋などは避けて下さい。

4遺伝的高血圧は遺伝するといわれています。

両親が高血圧であると子供の半分以上が高血圧の子が生まれます。又片親が高血圧の場合では三割に高血圧の遺伝がみられます。

5早期発見早期治療
早くみつければ、早く治療して、軽い中に早く治しましょう。

一般的自覚症状
頭痛、頭重、肩こり、めまい、手足のしびれ、等があります。又更年期にこの様な症状が出ますので、よくその原因を確かめるよう医師に相談して下さい。その他細かい健康相談には保健婦の訪問を依頼して下さい。お待ち申しております。(中川)

税務係

◎村民税一、二期
◎国民健康保険二期
◎国民健康保険三期
右の税は納期限が過ぎております。十二月十四日督促状が出ます。督促状が出ますと督促手数料がかかります。発行の日より十二日(十二月二十五日)から延滞金及び延滞加算金がかかります。未納されておられる方は至急納めて下さるようお願いいたします。

